

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年度第7回朝霞市障害者自立支援協議会専門部会 （こども部会）	
開催日時	令和7年2月19日（水）午後3時から午後5時30分まで	
開催場所	朝霞市役所 401会議室	
出席者及び欠席者の職・氏名	【出席者】 委員7名（杉田部会長、野原委員、中村委員、風岡委員、小林委員、助川委員、中田委員） 事務局4名（赤澤課長、渡邊係長、長谷川主査、堂ノ前主事補） 健康づくり課1名（曾我係長）、こども未来課1名（實代係長）、保育課2名（山守係長、遠藤主事）、教育指導課1名（金井指導主事） オブザーバー2名（朝霞保健所鍋木氏、埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはし丹野氏） 【欠席者】 委員1名（齋藤副部会長）	
議題	（1）医療的ケア児の支援について （2）ご意見シートについて意見交換等 （3）今後のこども部会について （4）その他	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

【資料一覧】

- ・ 次第
- ・ 朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（こども部会）委員名簿
- ・ 資料１－１ 令和６年度第７回朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（こども）専用メモ
- ・ 資料１－２ （議題１）医療的ケア児の支援について
- ・ 資料１－３ 埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはしの資料
- ・ 資料２－１ こども部会 ご意見シートのまとめ
- ・ 資料２－２ 「発達障害者支援のための「サポート手帳」をご存じですか」ちらし

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・堂ノ前主事補

それでは、定刻となりましたので、令和6年度第7回朝霞市障害者自立支援協議会専門部会を開催いたします。

本日は、御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、司会をさせていただきます、障害福祉課の堂ノ前でございます。

本日は、委員8人中7人の御出席をいただいております、朝霞市障害者自立支援協議会専門部会運営要綱第6条第5項の規定により、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本協議会の傍聴についてですが、原則として会議公開の立場をとっており、現在0人ですが、随時入室していただきますのでよろしくお願いします。

庁内他課の業務や取組に関連する内容があることから、障害福祉施策の充実に向けた幅広い議論を行うため、関連課の皆様にも御出席いただいております。教育指導課から金井指導主事、こども未来課から實代係長、健康づくり課から曾我係長、保育課から山守係長、遠藤主事、そして、オブザーバーとして朝霞保健所の鏑木様に御出席いただいております。

また、本日は議題（1）「医療的ケア児の支援について」の報告のため、埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはしから丹野様にも御出席いただいておりますので、よろしくお願いします。

次に、本日の資料を確認いたします。

まず、机に置いてあります資料から確認いたします。

一つ目、「医療的ケア児の家族のための災害時の対応に関する勉強会」というちらしが1枚と、委員の皆様にはしか配付していませんが、「サポート手帳」、「医療的ケア児の災害時個別支援計画」。こちらのサポート手帳と災害時個別支援計画については、今回参考資料とさせていただきますので、会議終了後に回収させていただきますので、お持ち帰りなさないようにお願いいたします。

続いて、先日送付してあります資料の確認を行います。

まず1枚目、次第。続いて、「朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（こども部会）委員名簿」。資料1-1「令和6年度第7回朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（こども）専用メモ」。こちらも会議終了後に、差し支えなければ御提出いただくか、コピーを取らせていただきたいと思いますので、すみませんがよろしくお願いします。続いて、資料1-2「（議題1）医療的ケア児の支援について」。続いて、資料1-3、埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはし丹野様の資

料。続いて、資料２－１、Ａ３の用紙になります。「こども部会 ご意見シートのまとめ」。最後、資料２－２「発達障害者支援のための「サポート手帳」をご存じですか」というちらしが１枚。

以上となります。お手元にない方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

それでは、会議に入りたいと存じます。

委員の皆様にお願いがございます。会議録作成の都合上、御発言の際には、お名前を名乗ってから御発言くださるようお願いいたします。

それでは、これより専門部会運営要綱第５条第３項に基づき、議事進行を杉田部会長をお願いいたします。よろしくお願いします。

◎２ 議題 （１）医療的ケア児の支援について

○杉田部会長

それでは、議題（１）「医療的ケア児の支援について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局・長谷川主査

議題（１）について、お配りしている、資料１－２を御覧ください。

朝霞市の現状として、令和７年１月１日現在で把握している数になります。現在、３０人の医療的ケア児を把握しております。

前回からの変更としては、新しく把握されたお子さんが１０人いらっしゃいます。このうち５人は、てんかんのときの対応として、座薬挿入等の指示がある人を今回新たにカウントしています。

そのほかに増えたお子さんは、心疾患があって在宅酸素療法を使っている。また、経管栄養を使っているお子さん。二分脊椎のため定期的に導尿を行っているというお子さんを把握しています。

また、今回１人、医療的ケアが外れたお子さんも把握できました。てんかん発作があって対応していたお子さんだったのですが、しばらく発作が出なかったという状況だったので、医療的ケア児から外れたというふうな形のお子さんになります。

この表の中でサービスの方、「未利用３人」というふうに記載させていただいています。こちらのお子さんについては、１人は、糖尿病の治療が必要な小学生のお子さんで、特に福祉サービスというふうなところが、今必要ではない状態ですので利用にはつながっておりません。ほかのお二人については、未就学児で、今後、児童発達支援の利用が必要だというふうなお子さんですので、現在サービス利用に向けて調整をしているところになります。

医療的ケア児の全数把握というのが課題になっていますが、引き続き関係機関、今日参加されている保健所等の協力も得ながら、また、把握というのを来年度も進めていく予定になっています。

また、以前から医療的ケア児等コーディネーターの活用についても皆さんからいろいろ御意見を

頂いたり、どうしたらいいか検討を進めておりましたが、今回、把握に医療的ケア児等コーディネーターの方にも協力をしていただいたところもあったので、それも継続して進めていきたいと思っています。

朝霞市の医療的ケア児等コーディネーターについてですが、今年度、新たに2人の計画相談支援員の方が県の養成講座を終了されています。市内の計画相談事業所で8人、訪問看護ステーションで1人、コーディネーターが今いらっしゃるしまして、計9人、朝霞市内では活躍していただいていることになります。

医療的ケアの必要なお子さんについては、身体状況の変化や、それに伴ってケア内容の変化も考えられます。お子さんの状況も適切に把握していくことが必要と思われるので、そのためにも親御さんやコーディネーターと定期的なやりとりができたかと考えています。

定期的な状況把握や支援の向上を目的に、昨年10月にコーディネーターの連絡会というものを実施しています。今後、また開催を考えておりますが、効果的な進め方等もいろいろ考えながら、次の開催は検討していきたいと思います。また、実施した内容については、この協議会で報告をさせていただけたらと思います。

また、令和5年度から元気キッズチルズに朝霞市障害児等療育支援事業を委託しておりますが、医療的ケア児支援連携強化事業として、災害時個別支援計画の作成に係る医療的ケア児等コーディネーターへのスーパーバイズや調整もお願いしています。

お配りしている資料に「医療的ケア児の災害時個別支援計画」というものがあるのですが、これは、今年、医療的ケア児等コーディネーターを中心として、人工呼吸器を使用しているお子さんに対して災害時個別支援計画の作成をスタートしたので、その資料をお配りしている形になります。今は、まだ完全版ではなく、まだもう1回ぐらい関係者会議を重ねて最終確認をしてというふうなところの段階になっています。

中を見ていただくといういろいろ細かく書いてあって、災害時に備えておくの良いものだとか、実際に今お使いになられている人工呼吸器のバッテリーが何時間持つか、また、予備電源を持っていればそれが何時間持つか。地震等の災害があったときに、どこに連絡をするか、どういった連絡手段をとるか、関係機関はどこか。そういったような内容をまとめておくもので、これは、市だとか関わっている支援者の方で共通して持っていくというふうなことを考えております。

このフォームは、形をこの文章どおりに埋めていくことは簡単なのですが、実際にそのときにどういうふうに動いたらいいとか、何が必要なのかというふうなところをよくよく考えていくと、すごくフォーム以外のもので確認しなくてはいけないことが多くて、そこにちょっと時間が掛かってしまっているのも、まだ完成できていませんというふうにお伝えしている状況です。

このお子さんの完成をきっかけに、ほかの医療的ケアが必要なお子さんについても作成を進めていけるよう、コーディネーターに協力をいただいて、状況把握、作成を進めていきたいと考えています。

皆さんからも、何かこういった情報があるといいのではないかと、こういう取組がどこどこでやっているよとか、災害時個別支援計画の作成に関わる内容で情報や御意見があれば、是非、お聴かせいただければと思っております。

もう一つお配りしていますちらしについてですが、これは、医療的ケア児の支援とコーディネーターの資質向上の両方の取組として、1月26日（日）に医療的ケア児とコーディネーター向けの勉強会を行いました。その案内のちらしになります。

災害時のために、医療的ケア児に必要なケアの確認、あとは実際に、その手技の習得というふうなところでコーディネーターから声が上がったので、コーディネーターに来ていただいて、あとは、実際に医療的ケア児の御家族の方たちも来ていただけたらというふうなところで、日曜日の設定としたのですが、残念ながら呼吸器を使っているお子さんが、ちょっと日曜日にお出掛けできない状態で、参加はされなかったんですね。でも、コーディネーターと、元気キッズチルズの方を会場としてお貸しいたいて実施したので、チルズのスタッフの方にも参加していただくことができました。

今回、ケアの中でも蘇生バックという、電源がなくても人工換気、用手的人工換気というふうなものがあるのですが、それをどうやって使うかというのをメインにして行っています。ちょうど、朝霞市内にDMATという災害派遣医療チームの活動をされている方が訪問看護ステーションを立ち上げますというふうなところがあって、その方の協力も得て、今回の勉強会を企画するきっかけになりました。正に、災害時の対応については専門知識のある方たちですので、今回の勉強会だけでなく、今後の災害時個別支援計画の作成にも御協力をいただければと考えているところです。

勉強会のアンケート結果も、すごくためになって、初めてこういったものに触れるというコーディネーターもいたので、実際のケアがよく分かったという御意見も頂きましたので、また、勉強会の内容や、やり方も今後考えて、継続して続けていけたらなというふうに思っています。

議題1について、事務局の方からは以上になります。

次に、埼玉県医療的ケア児等支援センターについて、今回も地域センターかけはしの丹野さんに来ていただいておりますので、かけはしの説明について、丹野さんお願いいたします。

○オブザーバー・埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはし丹野氏

埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはしから参りました、丹野と申します。

今回は、実際に最近私たちが受けている相談について、少し御紹介できたらと思いますが、ざっ

くりとそのほかの説明もさせていただきたいと思います。

資料は、1－3になります。スライドの2ページ目が、これは県で今まとめている情報、「埼玉県内の医療的ケア基礎情報」というものになりますが、先ほど朝霞市で30人把握していますというお話がありましたが、こちらは、今年度4月の時点の人数になるのですが、令和6年度の医療的ケア児の人数は、埼玉県全体で825人というふうに言われていますが、各市によって医療的ケア児の人数把握の仕方がばらばらなものですから、実際は、この人数ではないだろうということで、おおむね850人前後いらっしゃるのではないかとというふうに県の方では把握をしています。

私たちのところに寄せられる質問の中にも、最近多くあるのが、医療的ケア児ではあるけれども保育園に入園をしたいとか、公立の小学校に入学をしたいというような、就学とか就園の御相談というのは、引き続き多く上がっています。

その中で、この基礎情報の⑧番が全県で「医療的ケア児に対応できる保育所数」というところで、1年たって2か所しか増えていないというところで、保育園の方で医療的ケア児を受け入れる施設というのは、増えてきていないのですが、何とか受けようということで今模索をしていらっしゃる園の方から直接、私たち「かけはし」に連絡があって、医療的ケア児というものがそもそも分からないので、「カルガモの家」に見学に行かせてほしいというような御相談もお受けしています。

また、特別支援学校ではなく地域の小学校に通いたいというところにおいては、市教育委員会の先生方とも相談をしながら、私たちのところに寄せられた相談を情報共有して、対応できるかできないかというところで御相談につなぐケースも、やはり多く挙がってきています。

スライドの3枚目になります。今年度、4月から12月までの状況にはなりますが、どんな相談が「かけはし」に多いのかなというところで、令和5年度と比較してかなり大きな違いがあるとすると、こういった地域の会議に出てきてくださいであるとか、研修に来てください、出前講座に来てくださいといったような御相談が、28%ということで一番多くなりました。具体的に御相談の中で多かったのが、先ほども申し上げたように、保育とか教育全般、これは、ほとんど御家族からの御相談になりますが、相変わらず14%というところ、「障がい福祉サービス等の利用希望」ということで、いわゆる医療的ケア児はどこに通っていいのか分からない、事業所がない。どこに通ったらいいのでしょうか、どこか教えてください。ショートステイ先はどこがありますかというような相談は多いです。私たちの施設でショートステイを請け負っていますが、全県に広げても3歳以下で医療的ケア、特に人工呼吸器があるようなお子さんを受け入れる施設というのは、ほとんどないです。私たち「カルガモの家」と「カリヨンの杜」ぐらいしかおそらくないだろうと思います。

朝霞地域においては、4市で小茂根心身障害児総合医療療育センターに1床あるとは聴いていますが、それで足りているか足りていないかというのは、分からないですけれども、「カルガモの家」

にも朝霞からのショートステイの御希望の御相談というのもありますし、今日ここに来るのも1時間弱ぐらい掛かったのですが、医療的ケア児のお子さんが朝霞から「カルガモの家」に来るとなったら、途中で止まって吸引したりしなければいけないと考えると、恐らく1時間以上、きっと掛かるんだろうなと思うんですね。ただ、そこまで来ないと受入れ先がないというところにおいては、ほかにどういうところでショートステイ先を確保すべきなのかというのは、各市の課題としてほしいなというふうには思っています。

スライドの4ページ目ですが、「年齢区分」ということで、会議等々の依頼が多いので「該当なし」というところのパーセンテージが多いのですが、具体的な相談というと、圧倒的に未就学のお子さんからの御相談が多いというふうになっています。

県の方で、これは私たち「かけはし」だけではなく四つの地域センター全部で、未就学のお子さんからの相談というのが一番多いんですね。県センターの方で、なんで未就学のお子さんからの相談が多いのかなというその中身、内訳をちょっと今日持ってきてないのですが、精査したものがありまして、それを見ると、小学校とか保育園とかに就学とか就園をすると、いわゆるママ友とか、横のつながりがお母さんたちにできて、ちょっとしたことをお隣のお母さんに聴けるみたいなことが結構あったりとか、あと、相談支援が付いて相談支援員に聴くということがあったり、訪問看護師が入るようになって看護師に聴くということがあったりということがあるようなのですが、小さい子、NICUからお家に帰ってきたばかりの子とか、支援者がまだいない、ママ友もないみたいなお母さんは、どうしていいか分からないということで、各地域センターなりに御連絡を頂いているということなのかなというふうなことが、県の方からは言われています。

ここ最近の具体的な相談内容というところでは、5ページ目になるのですが、御家族と事業所からということで分けて御紹介します。これを作ったときの一番直近のものになるのですが、「ご家族から」というところでは、就学とか就園の相談なのですが、これは、ここの市ではないのですが、かなり結構大変で、他県から転入をしますということで、3兄弟のうち2人が医療的ケア児で、一番上のお子さんが小学生、真ん中が保育園という、どっちも整えなきゃいけないのかというところで、私のところに第一報が入ったのですが、市の教育委員会であるとか保育課、すぐ連絡をして、どういうふうに対応できるかというのを一緒に考えて御相談をしたというケースがありました。

あとは、お母さんの方からメールで寄せられた御相談だったのですが、この子は特別支援学校に通っている子だったのですが、学校と県と市で、それぞれかなり長文の要望が寄せられまして、それを各市と県と、県の教育局と情報を共有しながら、お母さんと連絡を取り合うというケースが二つ目にありました。

三つ目は、保育園の問題、居住地に保育園で医療的ケア児を受け入れている保育園がないという

ことで、お母さんの職場近く、居住地とは違う市になるのですが、そちらの市の近くで受け入れるところはあるだろうか、母子分離をしている児童発達支援事業所があるだろうか、情報提供をしてくださいという御相談がありました。もし、保育園に入れる可能性があるのであれば、転居も考えていますということで、転居を考えなければならないという現状があることを知っていただきたいなと思いました。健常児であれば、お母さんが仕事をしてというお母さんも、今すごく多いですし、地域の保育園に当たり前のように行くということになると思うのですが、ケアがあるということで、一家で引っ越さなければいけないということは、かなり大変なことだと思いますので、整備をしていただきたいなと思った事例でした。

そして「事業所から」というところですが、重度訪問介護、これを15歳になったときに児童相談所の認可が下りれば使えるようになるわけですが、その辺りの御相談がありました。皆さんも恐らく御存じですが、医療的ケア児のお子さんが亡くなるような事件が、ここのところ続いたかなと思うんですね。ニュースを見ていると、お母さんが本人を放置してしまっ、結果亡くなってしまうとか、そういうことが続いている裏側には、お母さんたちがもうヘトヘトになっているとか、夜も眠れないというような状況があるのだらうと思います。高齢者の施策と違って子供の問題って、親がいるからいいじゃないかみたいなふうに思われがちとか、家族負担が非常に大きいと、この医療的ケア児の問題を考えるとと思う部分が多くてですね、夜眠れない、お母さんが昼間もケアをしなくてはいけないというのは、本当に自分の子供が新生児だったときのことを考えると、地獄のような日々だなというふうに思うので、ずっと続くとなったらかなりきついなというふうに想像しながら、もうちょっと小さいお子さんでも重度訪問介護の制度はあった方がいいのではないかなというのは、センターの中でも考えながら、制度としては、15歳から使えますよという御案内もしながら、制度を使っていただくように御案内をしています。

あとは、実際に児童発達支援事業所に通う看護師から、うちの看護師宛てに相談が入ったケースが、「事業所から」というところの真ん中のケースになります。カニューレの交換を家族から頼まれているのだけど、やっていいものなのでしょうかという、割と具体的な質問になっていて、これはうちの施設長と看護師の方で対応してお返事をしました。

先ほども申し上げましたが、あとは、事業所の方から「カルガモの家」の方に子供たちを見に行かせてください、勉強に行かせてください、ケアの方法を教えてくださいというような御相談というのは、引き続き多く上がっています。

この6ページ目以降が、相談を受けて私たちに何ができるかというところで、前回もお話したところにはなるのですが、私たちが出て行って出前講座をしましょうということで、看護師、理学療法士、児童指導員、私というところで、お話をさせていただく機会というのも、今年度もかなり多

く取らせていただいて御依頼も多く頂きました。

いろんなところで、どうしたら医療的ケア児を受け入れられるか、今いる子供たちへの介助をより良くするためにはどうしたらいいんだろうというところで、お伝えできる機会があればいいなと思っています。

また、7ページ目に関しましては、逆にこちらに来ていただくということで、「おひさまルーム」という通所のお部屋、9時から5時で子供たちをお預かりしているお部屋がありますが、今日もつい先ほど、現場実習に行ってもいいですかという御相談が1件あったのですが、直接こちらに来ていただいて、実際、うちでどういうふうにケアをしているのか。あと皆さんは、結構そういうこと困っているんだとちょっと思ったのが、看護師と保育職員が、どのように連携しているか。

あとは、先ほど市の取組で、コーディネーターへの災害時研修いうところで、すごいなと思って聴いていたのですが、「かけはし」としても、地域のコーディネーターを対象として「カルガモの家」の見学、地域での取組についての情報共有というのを年6回、今年度は取り組ませていただいています。

実は、「カルガモの家」の長期入所のお子さんというのは、今31人いるのですが、そのうち20人以上が人工呼吸器を使った最重度のお子さんになっているので、ここの入所のフロアというのは、感染症の関係で、御家族もまだ立ち入れない状況なんですね。ただ、このコーディネーターが、医療的ケア児を知らないけど資格だけ取りましたという方が、実はいらっしゃるというのを知ったので、実際にどういう子たちを医療的ケア児と呼ぶのか、どういうケアを指すのかというところは、じゃあ実際に見ていただきましょうということで、少人数ですが、入所のフロアに入っただいて御見学いただきましょうという形でさせていただきました。来年度もコーディネーター限定とはなるのですが、そういった形で「カルガモの家」にお呼びするような研修を組んでいきたいと思っています。

あとは、センターとして、実際、地域でどういうふうにやっているのかというのを私たちが見なければ始まらないというのもあって、よく言われるのは、それは「カルガモの家」だからできるんですよと言われることが多いです。確かに、うちは隣が埼玉医科大学病院総合医療センターがあって、「カルガモの家」の中には小児科医が複数人いて、看護師もたくさんいるという状況だからできると言われると、確かになところもあるので、じゃあ地域の皆さんがどういう工夫の下で医療的ケア児を支援しているのかというのを、私たちがちょっと見に行かせていただこうということで、ここに書いてあるような事業所、保育園であるとか特別支援学校、地域の施設を回らせていただきました。今年度は朝霞市に来られていないので、是非、来年度、来られたらなと思っております。

あとは、支援センターの役割として支援者の皆さんの支援というところもあるのですが、実は、災害対策にもつながってほしいなと思っているのが、自分の家の隣に医療的ケア児が住んでいるかもしれないというところを、普通の方にも知ってもらいたいという思いがあって、9ページ目が取組なのですけども、ふじみ野市のイオンタウンふじみ野の一角をお借りして、「カルガモの家」の子供たちの写真展をやりました。こういう、ケアがあっても地域で当たり前のように暮らしているところを知っていただいて、例えば災害時に、あの子は逃げられるかなとか、お声を掛けた方がいいかなというふうに御近所の方が思っていいただけるような機会になったらいいなというのも思って、今回、取組をさせていただいて、この写真展自体はですね、来年度もまた別の場所で行っていきたいと思っています。

支援センターと最近の現状、取組については、以上になります。

○杉田部会長

なかなかすばらしい取組ですね。これができるところは現状では少ないと思います。裾野が広がれば大きな力になると思います。ありがとうございました。

ただいま御説明があった内容につきまして、委員の皆様から御質問はありますでしょうか。

○中田委員

今のかけはしの内容では、ちょっと3点ほどお伺いしたいと思っています。

まず一つ目が、基礎情報のところなのですが、これは、県全体の話で書いているのですが、朝霞でいうと、ここは一体何箇所なのかというところを知りたいと思っています。特に、⑤レスパイト、⑥訪問診療、⑧保育園というところが気になっております。

○オブザーバー・埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはし丹野氏

具体的には、市の方から御報告いただいた方がいいのかと思います。⑤のレスパイトというのは、介護老人保健施設も含むということになっているのですが、朝霞の住所地のレスパイト施設があったかといったら、多分なかったと思うので、この29か所の中で朝霞はゼロかなと思います。あとのところは、事務局から聴いていただいた方がいいかと思います。

この⑦の「小児患者に対応できる訪問看護事業者数」というのは、県のホームページに載っています。

もし、必要であれば県センターにちょっと問い合わせれば、お答えが出るかなと思います。

○中田委員

このレスパイトケアの事業所という定義がどうなっているかというのも、一つ気になっています。この近隣でいうと朝霞ではないのですが、埼玉病院のお話が以前出たかと思いますが、病院のレスパイトは、レスパイト事業所としてやっているわけではないかなと。検査入院とかいう扱いで

対応されていると思うので、そうなったときに、実際、受入れはしているけれども、ここのカウントは入るのか、入らないのか。

○オブザーバー・埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはし丹野氏

入っていないと思います。入院になるので、これは、あくまでも福祉としての受入れの数です。

○中田委員

そうすると、さっき介護老人保健施設を含むとおっしゃっていたのですが、お子さん、小児は、介護老人保健施設のレスパイトは使えるのですか。

○オブザーバー・埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはし丹野氏

使えるところがあります。

○中田委員

使えるところの介護老人保健施設を書いている。

○オブザーバー・埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはし丹野氏

そうです。使えますよというふうに出ている介護老人保健施設が全県で幾つかありますので、実績が有る、無いというのはもちろんありますが、やっていますというふうに出ているところを含めての数になります。

○中田委員

そうすると、29か所というのは、元々知られているところよりは少し数字が多いのかなと思ったので、どこになっているんだろうかというのが気になりました。

朝霞市内のものが、もし、すぐ出ないようであれば後日、報告してもらえるとうれしいです。

○事務局・長谷川主査

朝霞市内でレスパイトケアをやっているところは、残念ながら、ない状況になります。

○中田委員

訪問診療は、どうでしょうか。

○事務局・長谷川主査

訪問診療に関しては、具体的な数字が出されている表が手元にないのですが、市内で行かれているところ、1か所確実に把握できていまして、訪問看護に対応できているところも、患者さんによって市内のものと市外のものと複数で使われていたりする状況もあるので、確実ではないです。ただ、1か所以上はあります。

○中田委員

保育所は、どうでしょう。

○関係課・山守保育課保育係長

保育所ですと、医療的ケア児を受け入れているとか、受け入れたことがある施設はあるのですが、これを「受け入れる」として回答しているかどうかは、分らないです。

○中田委員

受け入れたことがあるところで報告しているのか、今いるよということで報告しているのかという、もし履歴が分かっているのであれば、知りたいです。

○関係課・遠藤保育課保育係主事

年度当初に県から回答があったかと思います。その際の、医療的ケア児に対応できる保育所数というところで、今、朝霞市の公立保育園では、医療的ケア児の対応可能な看護師として3人の雇入れをしていました。3人のうち1人は、既に公立の保育園に1人の医療的ケア児を受け入れているので、残りの2人が対応可能として、保育所数としては、2人の看護師が医療的ケア児を受入れ可能といったところで、2施設と回答したかもしれないです。

○関係課・山守保育課保育係長

それがこれに含まれているかどうかは、ちょっと分らないです。

○中田委員

実際、これは県センターでは、この保育園で受け入れていますみたいな情報として把握されているのですか。

○オブザーバー・埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはし丹野氏

それは、県に聴いてみないと分らないです。どういうふうを集計をしたのかは分らないのと、保育園に関しては、令和4年度の数字になりますので、情報として古いんですね。最近の令和5年度、6年度というところの集計が、まだできてないかもしれないです。県の方で把握しているのは、多分、一番最新が令和4年度だと思います。

○中田委員

こういうところの情報公開があると、問合せのニーズをある程度満たすのかなと思って質問しました。

二つ目の質問ですが、学校の看護師の配置のところ、朝霞市でも看護師を配置していただいているのですが、これも結局、お伺いしても県センターに聴かないといけないですかね。

○オブザーバー・埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはし丹野氏

この⑩に関してですか。

○中田委員

はい、⑩に関してです。

○オブザーバー・埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはし丹野氏

そうですね、県センターに確認をする必要があります。

○中田委員

分かりました。では、それは飛ばします。

3点目です。この地域センターの役割としては、保護者の福祉ニーズとか教育、保育園、学校のニーズというものがあつた場合で、実際に、それが入園、入学できるかという状況が不明確な場合というのが結構あると思うのですが、そういった当事者が抱える課題を解決するために、伴走してくださっているのが地域センターというふうな理解で合っていますか。

○オブザーバー・埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはし丹野氏

合っています。

○中田委員

そうすると、その調整役として、どういうふうに対応したかというところを、もう少し入園とか入学のところでケースを交えて教えていただけるとうれしいです。

○オブザーバー・埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはし丹野氏

入園に関しては、私たちのところに相談がある前に、各市町の保育課で少しトラブルがあつたケースがほとんどです。そこを調整すれば何とかなるということが割と多くて、保育課とお母さんたちとの橋渡しで状況が改善することが多いので、実際に、最後その子が入園できたかどうかというところまで伴走したケースは、地域センターかけはしとしては、今ないです。つないだところ、あとは保育課の方でその子が受け入れられるように調整をしてもらうというところなんです。

学校に関しては、私の方で調整をして、この4月に入学をするというところまでお手伝いをしているケースはあります。

○中田委員

それは、看護師配置のための看護師を契約とかをすることが必要だと思うのですが、そこも実際に、こういう事業所がありますよみたいなふうに間に入ったりはありますか。

○オブザーバー・埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはし丹野氏

そんな入り方ではなくて、そのお子さんは、特別支援学校に元々希望だったのですが、ケアがあるので、肢体不自由の学校に行けば看護師がいるという状況ですが、知的の特別支援学校を御希望されている方でした。そこには、看護師がいらないということで1年以上前から御相談をいただいて、県の教育局と市の教育委員会と連携を取りながら、知的の御希望の特別支援学校に看護師を配置してもらって、その予算を付けてもらってそこに入学をするというところの手続きを、市の教育委員会、あとそのお子さんは保育園に入っていたので、保育園、幼稚園課、県の教育局、私、お母さんとで取り組んできた。実際、それが実現しましたという事例があります。

○中田委員

保育課とのトラブルの介入の仕方は、どういうふうに行っているのですか。

○オブザーバー・埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはし丹野氏

ただの受け取り方の違いであることが多くて、保育課の方はそういうふうな説明をしていなかったかもしれないけれど、お母さんとしたらそういうふうな受け取ってしまった。または、その逆もしかりというような形です。実際は、そういうふうなことではなく、こういうことだったらいいですよとか、お母さんは逆に、こういうことを訴えたかったみたいですよというところの交通整理をして、それでは、こちらの方で、あとは引継ぎますというような形でバトンタッチするということが多々あります。

○杉田部会長

ありがとうございました。ほかに、御意見ございますか。

私からよろしいでしょうか。

医療的ケア児を受け入れている保育園が少なく、公立保育園だけが、受け入れている現状があるようですが、障害福祉課として、裾野を広げる活動をもう少しやっていく必要があるかと思えます。

具体的には、民間の保育園が「カルガモの家」を見学したり、講演会を開いたりして、民間保育園の方に対して、市から、積極的に働きかけていく活動をしてもらいたいかなと思いますが、事務局の方、いかがでしょうか。

○事務局・赤澤課長

保育課に逆に質問なのですが、民間の保育園に医療的ケア児を受け入れると何か補助金とかあったりするのでしょうか。

○関係課・山守保育課保育係長

あります。医療的ケア児を受け入れて、それについて加配の職員を付けた場合には、補助金を支給しております。

○事務局・赤澤課長

そういったところを保育課と情報共有しないと、うちとしても働き掛けは難しそうですね。

○杉田部会長

保育課が、どちらかというとイニシアチブを取って働き掛けていくのがいいかなと思います。できれば検討していただければと思います。

○中村委員

会長、一ついいですか。ちょっと朝霞は不思議なところがありまして、僕たちは、居宅訪問保育

という保育を、お家に行くサービスを県初で朝霞市で始めたのですが、それが約5年前から始めまして、僕たちがやっていますが、実は、お家にいなくてもいい状態の子を保育園に連れてきて、居宅訪問と言いながら保育園で見ている現実もあったりとか、結構回復してきているのでやっていたりするのですが、今2件、僕たちで受けています。民間で。大体それは、医療的ケア児の保育をしているのだけれど、それは数字に載ってきていないのかなと思って、何か不思議だなと思って聴いていました。

あと、医療的ケア児として加配して受けてくださいという依頼は、今のところなくて、育成協議会がありますよね、保育課の方で。そこでの医療的ケア児の審査会があってとか、障害児保育の障害のある子たちというか、加配認定1対1とか、2対1加配の子たちですよというようなものを、各園長先生が体験保育を見に行って、そこでそれなりのスコアを付けて判定する委員会というのがあって、それは公立、民間全部一括でやっているのですが、その中で、医療的ケアのことってありましたか。

○関係課・山守保育課保育係長

そうですね。実施しております。

○中村委員

実施している。

○関係課・遠藤保育課保育係主事

育成保育を毎年1年に1回、4月入所のみ、申込みを受け付けておりまして、その中で体験保育を実施し、体験保育の中で、集団保育がちょっと難しいかもしれないというお子さんに関しては、特に、医療的ケア児といったところがそこに当てはまるかと思いますが、そういったお子さんの集団保育の可否を育成保育審査会といったところで実施して、各公立保育園の園長等で、話し合いを行っています。

○中村委員

朝霞は、その障害児といわれるというか、課題感がある子たちへの一応仕組みは、結構ちゃんとしているのかなと思っています。ただ、そこで医療的ケアになってしまうと、どうしても手を挙げてくださるところとか、無理だなというところが多いので、その補助金のことについて、多分周知がされていないと思うんです。医療的ケア児を受けた加配についての補助金は、こういうのがありますよというのは、多分、余り聴いたことがないと思うので、そういったことをしっかりと周知して、育成協議会の中でもしっかりと伝えるというのが、多分、会長が言っている啓蒙だったというところにつながるのかなと思いました。

○杉田部会長

ありがとうございました。

○中田委員

今のお話で、一つ質問させてください。

育成保育の審査会で協議されるのは、あくまでも育成保育の申込みをした医療的ケア児の子だけであって、育成保育は、預かり時間がすごく短いじゃないですか。仕事をしていなくてもできるから。なので、それだと復職できないというお母さんたちで、医療的ケアのお子を持っていると、一般の保育申込をするしかなくて、それで申込みをすると、特に医療的ケア児の情報を書くところもないから普通の点数で決まってしまう。そして、決まった先が、別に医療的ケア児の子を受け入れられるような保育園であるかどうかは、実際にやってみないと分からないみたいな状況だと思います。そういったところで、育成保育審査会というのは、特にそこはノータッチになってしまうという感じなのでしょうか。

○関係課・遠藤保育課保育係主事

ノータッチではないのですが、臨時で開くこともあります。臨時で開いたケースも昨年度あったかと思ひまして、その子は医療的ケア児ではなかったのですが、集団保育の可否といったところが、一般で内定になって面談をして体験保育をして、そこで集団保育の可否というのが、その先生だけでの判断が難しいという形になりましたので、臨時で審査会というものを開催して、集団の可否というのは、話し合いを行いました。

○中田委員

現場でちょっと判断ができないというと、審査会にいるメンバーの方々は、どういう人たちが参加されているのでしょうか。

○関係課・遠藤保育課保育係主事

審査会のメンバーとしては、まず、審査委員長として保育課長、それから公立保育園の各園長、そのほか、審査会のメンバーというよりは、みつばすみれ学園の方にも情報提供といったところで出席の依頼をお願いしたことはあります。

○中田委員

毎回ではない。

○関係課・遠藤保育課保育係主事

基本的には毎回、例えばその対象児童が特にみつばすみれ学園に通っている場合には、こちらの情報、こういった配慮をみつばすみれ学園でしていたりとか、注意点とかといったところをお伺いしたいので、出席のお願いは基本的にはしているかと思います。

○中田委員

医療的ケアのお子さんと普段接するような方が、審査会にいればいいなと思って伺いましたのですが、ちょっと公立保育園の先生とかだと、なかなか今、受入れがそこまで進んでいる気はしていないので、ちょっとそのメンバーに元気キッズとか知見のある方、みつばすみれ学園も含めて、呼んでいただいた方がいいのではないかなと思いました。

今年の入園で、元気キッズで医療的ケアの子が来るかなと思って受入れ準備ができている状態にしている園があるというふうには聴いています。

ですが、実際にさっき言ったように、復職のために一般申込をしている医療的ケア児のお母さんとかだと、ほかの人たちと点数で申請をしていくようになるので、そこで準備をされている園に内定するわけではない。1次募集のところで、点数を理由に保留になってしまった。でも、医療的ケアの子が来るかもしれないと思って準備してくれている体制もある。では、2次募集のところで、そこに入れたらいいのですが、そもそもの仕組みが、医療的ケアの子が入ってくるようなことを想定した仕組みではないような気がして、準備ができている場所に医療的ケアの子がたどり着けないというようなケースを、今年に関しては感じています。そこについては、医療的ケアがあるお子さんを受け入れられる園は、市内でもとても限定的だと思うので、そういったお子さんに関しては、どういうふうに保育所の内定をするかどうかというのを、別で保育課には検討していただきたいなと思っております。

○中村委員

補足ですが、この枠も居宅訪問保育というお家に前提行きますよという枠組みの中で、でも、集団に入れるじゃないといって、保育園が結構大きいので、余力活用というか、空いているならそこに来て一緒に見た方が、みんな集団保育になるよね、インクルーシブになるよねみたいなところでやっている中で、今回、医療的ケアが外れたということがあったので、その枠が空いてしまいました。それと僕たちも看護師を確保しながらやっているのですが、その雇用も維持しながら、医療的ケアの子がいない、看護師も医療的ケアの子がいないと働けていないから、どうしようみたいな実情もあって、中田委員に何かいますかみたいな、ちょっとお声掛けをお願いしたというのをやった経緯がありまして。そこで、多分御発言いただいたのですが。

民間なので、来た分だけしかお金を頂けないというのが正直なところなので、その雇用の維持というのも、実は継続性がすごく難しい分野でもあったりするので、そこも含めて、保育課の方で何か医療的ケアの子たちがいるとかいないとかの情報も、実は事前に頂きたいと思っています。そうすると、このぐらい用意しておこうかなというのが、多分、各事業所で判断できると、じゃあ私たちは、今回このぐらいのボリュームでできると考えていますというのが、半年ぐらい掛かるので。それを例えば1月とかに切りますみたいに言われてしまうと、どうしよう、3か月後の雇用をどう

しようみたいなのとか、今もなっていて。民間がやるには、それなりの先ほど言った補助金だったりとか十分な保障をしてほしいというのが、正直なところあります。ですので、情報の共有を。

あとは、保護者も実は、医療的ケアを書くところがないというような問題で、これは他市、新座市なのですが、実際、今回0歳児3人の民間保育園に、3人医療的ケア児が来ました。うちの児童発達支援が併設しているところなのですが。ただ、医療的ケアと言われても、白内障でコンタクトが外れてしまうから、それを挿入するために医療的ケアが必要です。でもこれは、医療的ケア児の重要項目ではないので補助金が付きませんから医療的ケア児をやりませんか。水頭症ですけど、ヘッドガードをしています。双子なんですよ、2人ともなんですよ。だけど、これも医療的ケアにはなりません。14項目ではないので医療的ケアに認定されないというものがあって、ただ、3人とも医療的ケアが必要、看護師が必要だと思うんですよ。だけど、その実情がちょっとずれてしまっているがあるので、実は、医療的ケア児認定みたいなのところも、実は、かなり県が厳格に14項目とっているのが、何か解せないなと思っている部分がありました。

受ける側として、通わせてほしいのだけど、できるよと言っているんだけど、認定しないから補助金は出せませんみたいな。そうすると、僕らも受けたくありませんみたいな。そうすると、一番の不利益は、子供と保護者に行ってしまうので、行政とか国、県というのは、どこを見て仕事してほしいかという、やっぱり地域の利用者目線で決めていってほしいというのが、正直思っています。

○オブザーバー・埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センターかけはし丹野氏

ちょうどその件、新座の保育課からこっちに相談が来ました。

○杉田部会長

ありがとうございました。

そのほか、ございますか。

○野原委員

先ほど、長谷川さんの方から医療的ケア児コーディネーターの連絡会を昨年開催して、今後も継続したいというお話があったんですが。私も、朝霞市内は結構、医療的ケア児コーディネーターを持っている方が9人ということで、かなり多いなというところでは、是非、コーディネーターの連絡会をやっていただきたいなというところがあるのですけれども。例えば来年度の見通しみたいところで、市の方で考えているコーディネーターの連絡会の回数ですとかやる内容ですとか、もし、今から考えている見通しなどがあれば、ちょっと教えていただきたいなと思いました。

○事務局・長谷川主査

見通しとかそういったものは、やはり逆に皆さんコーディネーターの立場から、どういうふうな内容が必要かとか、どれぐらいの頻度で必要かというふうなところも、実際に必要なお子さんに対して接していただいている皆さんだからこそ気付くものもあるので、そういった意見をまず聴取したいなと考えています。

こちらから提案すると、ただその場に来ていただくだけになってしまうので、そうではなく、みんなと考えて朝霞にどういうふうなものがあるといいよね、朝霞の場合どういうふうなやり方をやるといいよねというのを考えていきたいと思っています。

○野原委員

分かりました。ちょっとコーディネーター同士で話し合って、回数とか内容とかというのを、考えていくという。

○事務局・長谷川主査

実際に、朝霞の地域の状況だとか、あとは、ケアが必要なお子さんの状況とかを踏まえた上で、進めたいと思っています。

○野原委員

分かりました。

○杉田部会長

ありがとうございました。そのほか、ございますか。

○中田委員

今のお話に付随して、この連絡会の議事録が公開されているかどうかを知りたいのと、ちょっと検索をしたいので連絡会の正式名称を教えてほしいです。

あと二つあって。先ほど、糖尿病のお子さんの話が出ていたと思うのですが、医療的ケアの内容から血糖測定がなくなってしまうなと思っていて、そこはもうカウントしなくなったのでしょうかというのが、二つ目。

○事務局・長谷川主査

その部分ですけれども、全ケア内容というふうなところは、すみません、記載させてもらっていないというふうなところもあったので、血糖測定というふうな部分が入っていないですが、次回から、資料の中に入れさせていただきます。

○中田委員

お願いします。

その血糖測定の方は、保育園を卒園する子が1人いるのではないかと考えているのですが、そのお子さんは、入っていますか。

○事務局・長谷川主査

毎回の話で、その血糖測定だとかというお子さんが、医療的ケア児として必ずしも障害福祉課の方で全員把握できているかといわれたら、やはり、そうでないという実情もあります。福祉サービスにかかるお子さんとか、あとは、保健所の方でも拾いきれないというふうなお話、過去にも何回か多分オブザーバーの方に頂いていると思うんですけど、そうすると漏れてしまっている人は必ず出てきてしまうところがあるんですね。

○中田委員

ただ、できるだけ拾った方がいいですね。

○事務局・長谷川主査

そこは、課題にはなるんですが。あとは、逆に言うとそのお子さんを拾ったからには、そのお子さんに対してのケアをどういうふうにしたらいいかというふうなところは、必ず話し合っていかなくتهはいけないところだと思うのですが、まず、優先的に申し訳ないのですが、人工呼吸器が付いていたりとか、ケアが重くてという子の方が。今の朝霞市でも、医療的ケア児の全数把握を始めたのは、やっと3年ぐらいたったところでもあるので、そこまで手が掛けられていないという実情もありますが、把握というふうなところは、今後また、保健所とやりとりもする機会も設けて進めていこうとは思っています。

○中田委員

ちょっとこの血糖測定のお子さんのところは、市内の公立小学校に上がる方が多いと思うので、優先順位という意味では、市が把握しているべきところかなと思っていますので、優先度を上げた方がいいと思っています。

保育課で把握されているみたいなので、ちょっと保育課に聴いてみていただけるといいのかなと思います。

○事務局・長谷川主査

大体4月ぐらいに、各関係する課の方には、医療的ケアをされているお子さんを把握しましたら教えてくださいという通知は、お送りさせていただいています。なので、それでまた改めて。

○中田委員

最後に。先ほど、てんかんのお話があったのですが、これが医療的ケアに入るのは、けいれんのときに座薬とかを入れたりするからということでもいいんですか。

○杉田部会長

けいれんで座薬を使用する患者は、市内で5人というレベルではなくて、ゼロが二つぐらい違うと思います。もっといっぱいいます。数百人はいるはずで、5人だけ医療的ケア児、ちょっとこ

の14番の項目が、どこで線引きをしたらいいか正直私はびんと来ない。5人、今回新たに増えたということで、どこを基準にこの人たちをリストアップしたのか。ただ、けいれんでも確かに重症な子はいて、けいれん発作を起こすと呼吸が止まってそのまま即救急車という子も実際にいるわけで、てんかんと一言で言っても、軽症から重症の差が余りにも大きいので、もう少し本当は、具体的な基準というのがあるといいのですが。ただ、今回の5人というのは、結構重症な方になるのでしょうか。

○事務局・長谷川主査

サービス利用に伴って、医療的ケアのスコアとかそういったものが提出されている子でしか、把握はできないので、全員がそのスコアを医療機関から出されるわけではないので、あくまでも、そういったスコアが出て把握ができているお子さんが5人という形で、新たにというふうなところでしかお伝えすることができません。

○杉田部会長

実際、ダイアップという座薬を保育園に1個渡して、熱が出たら使って、入れてから保護者を呼んでくださいという人が、一つの保育園に数十人単位にいると思うんですね。だからちょっとその辺が、自分から声を上げた人が入って来るという実情が、ちょっと正直解せない部分かなとも思います。

この書類だけでは分かりづらいなと思いました。

最後に一言だけ、個別避難計画の。4市の消防組合と、ほかの4市の障害福祉課の方との情報連携があった方がいいと思います。また、その辺を御検討いただければと思います。

◎2 議題 (2) ご意見シートについて意見交換等

(3) 今後のこども部会について

○杉田部会長

それでは、議題(2)「ご意見シートについて意見交換等」、あと、議題(3)「今後のこども部会について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局・堂ノ前主事補

それでは、議題(2)「ご意見シートについて意見交換等」及び議題(3)「今後のこども部会について」、堂ノ前が説明させていただきます。

議題2と議題3は重なる内容となるため、併せて説明をさせていただきます。

資料は、A3の2-1「こども部会 ご意見シートのまとめ」になります。

こちらの資料は、前回のこども部会終了のときに、委員の皆さんに作成していただいたものにな

ります。「ご意見シート」の中には、関係課で行っている事業、課題を落とし込んでおります。それぞれ御確認をお願いいたします。

その中で、大きい四角で囲んでいるものが、委員の皆様から出た御意見になります。そして、丸や吹き出しで書かれているものが関係課で行っている取組。ぎざぎざの吹き出しになっているものが、関係課で把握している課題となっております。

資料を見ていただくと、「支援者のスキルアップ」だとか「連携」、「横のつながり」、「関係性の構築」といったところが、委員の皆様、関係課が共通で捉えている課題だということが分かります。

ちょっと具体的に見て行くのですが、資料2-1の右下の辺りですね、「支援者のスキルアップ」となっているところ。児童への対応が複雑になっているということで、支援者のスキルアップが必要。あとは、顔が見える関係性の構築が必要ということだとか、左下辺りですね、「連携」というところでは、関係機関との共通認識を持つことの重要性だとか、療育現場と教育現場で対応の仕方が変わってくると子供も混乱すると思うので、連携がスムーズになるといいとかですね、事業所の方にお母さんから学校生活のことについて相談があるので、学校と福祉の連携が必要ということだとか、あとは、真ん中辺りで「親支援」のところ、関係機関や親との相談関係の構築が必要ということとかですね、学校生活がうまくいかず悩みを抱えている親御さんも多いといった意見が挙げられました。

このことを踏まえて、委員の皆様で意見交換及び今後のこども部会で取り組んでいく内容を決めていきたいと思っているのですが、一つ、「支援者のスキルアップ」といったところでは、今年度、立教大学の石先生をお呼びして講演会を開催いたしました。ただ、時間の関係もあって、石先生が話したかった内容の一部しか伝えられていないので、その続きの内容を御講演いただくというのもスキルアップといったところでは一つの手かなと思っております。

事務局から伝える内容は以上になりまして、ここからは、委員の皆様で意見交換と今後のこども部会についてお話いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○杉田部会長

本日は、関係課職員の方も御参加いただいておりますので、各課が現在行っている取組、実績、最近受けている相談内容、関係機関との連携方法について教えていただければと思います。

それでは、関係各課からですが、まず、教育指導課の方から取組について。

○関係課・金井教育指導課指導主事

今のこの「ご意見シート」にいろいろなキーワードが出ている中で、そういったところも踏まえながら、教育委員会、教育指導課として取り組んでいるところだと、就学相談であったり、あとは医療的ケアというキーワードが先ほどから出てきていますが、小学校の方では、看護師の配置と

いうことで、給食前のところの対応等ということで、させていただいているところでございます。

あとは、学校生活がうまくいかず、なかなか悩んでいるお子さん、あるいは親御さんも多いというような、今、「親支援」のところにもありましたが、そういったところでは、スクールソーシャルワーカーという立場の方がいまして、そういった人たちが入って、なかなか学校の教員等ではフォローがしきれないようなケースなどについて、家庭の保護者の方、あるいはお子さん本人と一緒に、例えば病院に行ったりとか、あるいは、言葉の壁があったりというところをフォローしたりとか、そういったところもいろいろと対応しているところでございます。

○杉田部会長

では、保育課の方。

○関係課・山守保育課保育係長

医療的ケア児につきましてですが、現行のガイドラインの改正、あと受入れ態勢の整備といったことの準備を現在進めているような状況です。

医療的ケア児の受入れについては、育成保育の申請を通して、公立保育園などを中心に受入れを行っているのですが、ガイドラインの改正に当たっては、施設・設備の問題点だとか、受入れ施設を公立に限らず民間へも委託していくことなどを検討しておりまして、ガイドラインの改正と民間施設への委託などに当たって、さいたま市だとか戸田市などへの視察を行ったりだとか、あとは、公立の園長会などでの意見聴取、公立保育園に勤務する看護師などに対しての意見聴取などを行いまして、ガイドラインの改正に向けて現在動いております。

○杉田部会長

次は、こども未来課の方。

○関係課・寶代こども未来課こども相談係長

こちらの表でいうと、こども未来課は「親支援」という部分になるかと思います。取組については、家庭児童相談ということで、家庭児童相談室等で各種子供のことで悩んでいる方の相談とかを受けております。その中で、ペアレントトレーニングに関しても実施しております。

そのほかにも、ショートステイですね。お子様のレスパイトとか、仕事で預かってほしいといった方からの要望に応えるために、里親さんをお願いしてショートステイ事業をやっております。

虐待の防止の部分に関しましては、養育支援訪問事業をやっておりまして、専門的な支援として保健師ですとか助産師を派遣して世帯の見守りや相談に応じるようなこともしております。

そのほかにも、右下の「支援者のスキルアップ」の部分に関しましては、要保護児童対策地域協議会を通じて、各種研修等も行っております。

令和5年度から、ヤングケアラーに関しての研修等もこども未来課の方でやっております。

○杉田部会長

次に、健康づくり課、お願いします。

○関係課・曾我健康づくり課保健係長

健康づくり課の方では、このシートでいいますと「親支援」のところがメインになってくるかと思います。こちらに書いてある乳幼児健診もそうですけど、相談の中でいうと「すこやか相談」といいまして、お子さんの主に身体の発育の部分で、少しのんびりさんだったりするお子さんの見守り、あと医師の診察等を行っている相談があります。そういったところで、やはり何かしらの支援の手を少し入れてあげた方がいいなというお子さんは、「ひまわり教室」という、主に身体系の発達にちょっと遅れがあったり、障害があったりするお子さんが集まるグループ支援へお誘いしたりとか、そこからみつばすみれ学園につながっていったり、みつばすみれ学園以外のお子さんの集団につながっていくというような流れがあります。

そのほかにも、医療的ケアではないのですが、発達面でのちょっと遅れの心配があるお子さんの相談なんかも保健センターの方では行っています。

○杉田部会長

どなたか、今の話も含めて御意見ございますか。

中村委員、お願いします。

○中村委員

実は、一度金井さんとはお話したのですが、発達検査の件で、就学相談とか進学のところ、大体支援級や普通級に行ったりとかというときに、発達検査を受けて来てくださいねと学校からよく言われてきますが、いろんなケースがあって、もちろん市が行ってくれている検査機関に行って無料で受ける場合もあるのですが、大体切羽詰まって、結構医療機関だったりとか、例えば僕たち児童発達支援センターに来たりするときに、有料だったりするんですね。なので、それは保護者の負担でその検査を受けて、それを出さなければいけないというルールがちょっとおかしいなと思っているのと、そもそも発達検査の数値は、その場の数値だけだと思うので、それだけで判断するのか、定期的に取りのかとかもいろいろあると思うので、客観的な情報としての発達検査というのは大事だと思うのですが、公費や補助金みたいなものがない中で、何か子供にとって不平等だなと思っています。時間と労力とお金が掛かってやることで、それを一方的に教育委員会から言われてやって、あなたは障害児ですねと言われてしまう親の苦しさもあるし、そういったところも含めて、そこら辺を市として考えてほしいなと正直思っております。

もう一つが、健康づくり課かな、僕が最近思っているのが、出生率がすごく下がっていることに對して懸念をしております。というのも、僕たちは保育事業もやっているし、子供事業をやって

いるので、子供がいなければというのもあるのですが、そもそも、子供を産まない社会に対してのアプローチがちょっと弱いと思っています。

例えば産前から始まるケアだったり、産後ケアというのは、多分やっていると思うのですが、多分1か所しかやっていないし、朝霞市の中でいうと保健センターしかやっていなかったりとか、あとは、拠点が幾つかあったりとか何かそういったところで、もっと育ちやすいまちづくりの中で、相談しやすかったりとか、例えば常に助産師がいたりとか、何か相談に乗ってくれたりとか、乳腺炎になってしまったときに駆け込みで行けたりとか。あとは、産まれたところのグルーピングってやっていると思うのですが、より密の、先ほど医療的ケア児の方たちは、相談がセンターに行ってしまうという話だったのですが、それは多分、地域の仲間がいらないから相談ができない。だったら、それも広義な意味で、産まれた年代ごとというのは、結構、ママ友がいっぱいできるじゃないですか。だから、そのつながりが多分、産前産後ケアの中の仕組み作りで、いろんな拠点を持つことが大事ななと思っています。

○事務局・赤澤課長

すいません。これは要望の場ではなくて、各課でこういう取組をしています、では、こども部会で何ができますかというのを御提案いただきたいところですのでよろしくお願いいたします。

○事務局・渡邊係長

各課は、せっかく来ているので、この資料2-1で分からないところがあれば、各課に聴いていただいて補足の説明をもらうでいいと思うのですが、本当に今後この部会としてどうするかとか、発達障害児とか支援が必要なお子さんが増えているから、じゃあどういう取組をしたらいいかなというのを、この場で皆さんの意見を伺って考えていきたいという話で、先ほども説明させてもらっているんで、そういった意図で各課には質問していただければいいと思うのですが。要望をちょっとそのまま投げられても、各課も今ちょっと困ってしまうところもあるので、お願いします。

○中村委員

分かりました。では、健康づくり課の方は、申し訳ございません。

ただ、発達検査とかそこら辺の仕組み作りについては、実は、医療の方からも、TMGと僕たち児童発達支援センターが組んでやっているのですが、もう発達検査が受けられないよというので、ほかの方にいっぱい依頼が来るので、その辺のところは、しっかりと何か制度というかで整えてほしいなと思います。

○杉田部会長

中田委員、お願いします。

○中田委員

今、ここの2-1の資料の「部会」のところに、プロジェクトチームがあるといいのではないかと書いてあって、こういう整理ができていない、今出たようなお話とかを分科会として提言ができるような状態にまで課題の整理をして、こういうふうな仕組みを用意したらいいんじゃないですかみたいなことをやっていけたら、この単発の会議で要望として終わってしまわずに、その後、各課で検討として持ち帰っていただくことができやすくなるのかなと思いました。

例えばさっき私がお話したような、医療的ケアのお子さんの一般申込みたいところで、対応できる園に内定しないというようなミスマッチがあるというのは、じゃあ今どういう仕組みになっていて、ここがどういうふうに個別化できれば、そのミスマッチが解消できるんだろうかというような検討が個別にできると、ちょっと有り難いかなと思っています。

もう一つ、「支援者のスキルアップ」のところで、障害児の受入れ格差をなくしていきたいですというふうなことが書いてあるのですが、割と民間保育園は、医療的ケア児に関しては受入れしようとしてくださっているところがあるんだろうなと思っているのですが、公立保育園に関しては、どこまでそれができているのかというのが分かっていない部分はあって、前回の会議体の中で、公立保育園の園長先生と民間保育園の園長先生と合同の園長会というのを検討してもらえませんかというお話があったと思いますが、ここの講演会というのを具体的に進めていくための検討とかを、ここで話し合っていくことができるのであればいいなと個人的には思っています。

なぜかという、去年の春に溝沼の保育園とか、公立保育園二、三園に集団保育は難しいというふうなことを判断されたお子さんが、実際に元気キッズで受入れをしてもらっていて、割と登園した方がこのお子さんには良いのではないかとということで、実際に療育を使いながら保育園の登園をされているという事例があるんです。やはり、集団保育に行ける行けないというのは、保育園によって差があるんだろうなと思っているので、こういう合同の園長会というふうなところで、受入れした事例で、こういうふうに過ごしていますとかいうようなことを報告会のような形でやっていけると、割とそこの集団保育に行ける行けないの判断というのが、平準化できていくのかなというふうに感じております。

○杉田部会長

確かに前回、官と民で両方で園長会をやるというお話がありましたね。

保育課の方、できますか。

○関係課・山守保育課保育係長

上の方と話して、そういった合同園長会として取り上げられるかどうか。

○杉田部会長

1回だけじゃなくて。

○関係課・山守保育課保育係長

前回やったのが、不適切保育についてだったので、次の議題について相談してみます。

○杉田部会長

お願いします。

先ほちょっと中村委員からお話が出た発達検査ですが、需要が増加しています。面接40分、レポート作成で20分程度かかります。教育委員会からの依頼もあるし、全ての需要に応えきれん状況ではありません。確かに発達評価があると、計画が立てやすいので、あると助かります。でも、全員の子にはできない。

今、元気キッズが令和5年度から契約を結んで、その窓口の役割ということを担っていらっしゃいますが、一民間で抱えきれん問題ではないので、できれば公設公営で発達の問題を考えるとこる、そこを全員一度通ってから、それぞれマネジメントするという施設を作った方がいいんじゃないかというと思います。前回も言いましたけども。実際、志木市がそれに近いものを作ってらっしゃいますが、朝霞市でそのようなことをできるかどうか。今、元気キッズと健康づくり課、あとは、各医療機関でそれぞればらばらにやっているけれども全然足りないという状態で、そのまま学校に進んで教育委員会が困ってしまう。

実際、5歳検診を進めていかなければ、なりません、朝霞市は協力医が不足しており、進められていない状態ですので、5歳検診で全てが解決するわけではないのですが、ちょっとその辺の将来的な見通しについて、健康づくり課とかどうですか。

○事務局・長谷川主査

すみません、先ほども伝えましたとおり、この場合は、各関係課にこうしてくださいというのを言う場ではなくて、今、こうやって皆さんから出していただいた課題に対して、ここを工夫すると、みんなで工夫し合うといい対応ができるのではないかと、いい地域にできるのではないかとこのところを検討していただく場にしたいんですね。それぞれのところで検査のことだとか、保育のことだとかの御意見については、会議が終わった後、各委員がそれぞれの課に行って訴えていただければと思います。

○中田委員

そういう意味で、私は話したのですが。

○事務局・長谷川主査

合同園長会ですね。

その知っていただくための講演会、どういうふうな方法でやるといいとか、どういった先生とか、どういった講師の方が来るといいのかなとか、どういうふうな話の仕方をしてもらえるといい

のかなとか、そういったところを少し広げてもらえるといいのかなと思うんです。

○中村委員

多分、保育の世界だと、幼稚園の世界もそうですけれど1施設、例えば法人だったら1法人だったり2施設だったりとか、狭い世界なんです。学校もそうだと思うんです。学校の校長先生が変わったりするので、交流会という形ってできるのですか、横断的に。特に、保育園と幼稚園は交流したことがないので、何か交流したりとか、何かそういったところでインクルーシブとか共生社会みたいなことについての事例を共有し合うとか、職員の交流会とか留学制度とか。ただ、それを見せたいという保育園と、見せたくない保育園って結構あると思うので、見せたいところに来てくださいとやればいいし、多分、横断的にできるのかなと。特に、幼稚園に行きたいし、幼稚園の方だと多分、保育園は見に行きたいと思うんですよね、どんなことをしているか。逆に、保育園で医療的ケアをやっていますよというところに幼稚園の先生が来てくれれば、もしかしたら、幼稚園でも医療的ケアができるかもしれないし。みたいな交流会というのを民間で手を挙げるのではなく、市が音頭を取ってくれるとやりやすいのかなと思います。

○杉田部会長

いわゆる障害者福祉、医療的ケア児の問題は、心に響く人が全人口の5%。大概の95%の人は、私の知らない世界ですという受け止め方をされてしまう。そんな中で共生社会、インクルーシブ、いろいろ話を進めていこうとしてもやっぱり無理がある。

私が以前から申ししていたのが、市が先導して、最近いろんなYouTube、媒体等ございますね。一つ教育委員会にも御協力を願って、いわゆる小中学生以降の話が分かる年齢の子への、例えば障害者、発達支援の必要なお子さんが生まれたときから、その子の一生を一つの時系列としてガイドとするような、そういったようなビデオなりを作成して、要するに、この子が生まれたときから、まず、こういう行政サービスの恩恵を受けて、いろんな人の恩恵を受けて、周りが受け入れて大人になって、大人になってからは、今度は学校を出て障害者雇用の問題があると。さらに、障害者教育もある。いろんな問題が一連の流れとしてあるわけですね。そういった流れを一切知らないまま年を取っていく人がいっぱいいるわけで、そういったことを初等教育、初等中等教育とかのレベルでしっかりと教育していく機会を、障害福祉課も含めて中心になってそういった資料を作って、学校の方に流していくということも必要なのではないかなと。

今、理解がほとんどできていない人の中で一部の人たちが声高に叫んでも、結局、分からないということになってしまうので、ちょっと私からの一つ提案としてそういう形をやっていくと。

○事務局・長谷川主査

例えばそういったものをやるに当たって、例えば、具体的にそういうふうなものを伝えてくれる

人は、どこかの自治体とかでいい講師がいたりだとか、何かそういったものはあるのですか。

○杉田部会長

小中学生にも分かる内容なので、専門家の講師は要らない。むしろ俳優。

○事務局・長谷川主査

そうしたら先生とかが講師としてやってくれるというふうな。

○杉田部会長

講師ではなくて、小中学生にも分かるような形で第1編から第5編くらいまでやってもいいし、それを小学校、中学校で、道徳の時間の使い方っていろいろ話があるのでしょうけど、小中学校の教育で、ちょっとその辺を進めていく、今でも多少はやっているのだらうと思いますが、ただ、障害者福祉という点に立ってやっている教育はほとんど。ありますか。

○関係課・金井教育指導課指導主事

今、部会長がおっしゃったように5%にしか響かない、響いていないのではなかろうかというところにつきましては、私も個人的にですが、そうなのかもしれないと共感できる部分があります。

要は、今教育の一つポイントとしましては、いかにやっぱり自分事として捉えてもらうようにしていくかというところが、それは、福祉以外のところでもそうなのですが、そういうことが一つ大きな課題であるというふうに捉えています。なので、通り一辺倒の先生が一方的に話している授業では駄目だというのは、子供たちが本当に自分事として捉えてくれるのであれば、もしかしたら、昔ながらの一斉の先生が、ずっとしゃべっている授業でもいいのかもしれないのですが、ただ、このインクルーシブ教育ということも非常に今、時代の中でも言われているところではありますので、そういったところは、意識を、教職員もそして子供たちの意識というのも高めていく、広めていくというところは、少しずつではあるかもしれないですけども、学校として意識が高まってきているところではあり、高めていかなければいけないというふうには、やっているところでございます。

○杉田部会長

ありがとうございます。

○事務局・赤澤課長

今の件とちょっと絡んでなのですが、今、部会長がおっしゃっていたのは、どちらかというと障害者理解の普及啓発かなという部分もあったりするので、うちの課でも職員向けにそういった研修は、年に1回やっているのですが、当事者の方がいらして話していただいたり、手話も含めて、聴覚障害者の方の理解。結構、学校とかでも当事者の方をお呼びして、そういうことをやったりしているかと思うので、そういった取組については、普及啓発の方でも、うちからもまた、そういった

意味で学校の方にも働き掛けたりとか。あと、県の方で発達障害の理解とかの映像を作って公開してくれていたりするので、そういったものを御紹介するとかもしていったら、普及啓発につながっていければなと思っております。

○杉田部会長

具体的には、その動画があるのであれば、それを学校の方で利用できるかどうかというところ。

当事者を呼んで講演会というのは、非常に効率が悪いですね。だからビデオを作って、市独自でもいいし、県のルートを使ってもいいし、それをやっていくというところは、今現在、連絡を取ってやっていますか。

○関係課・金井教育指導課指導主事

あまり密にすごく連絡を取ってその辺りのところをとというのは、正直なかなかできていない部分があるのですが、やっぱり福祉教育というところについては、各教科の中で、当然触れられてはいます。私は、社会ですので、そうすると中学校でも、あるいは、小学校でも公民などの中で、社会保障だとか、そういったところの中で、特に今この多様化といったところには触れています。教育課程ですよ。各学校で取り組むべき内容というのが、各学校ごとに教育課程を組んでやっておりますので、そういった中では、必ず福祉だとかいろいろなところは、盛り込んでいます。そういう中で日々教員が、こういう動画を使えば子供たちにもいろいろ理解につながるだろうな、伝わりやすいだろうな、意識が高まるだろうなというものがあれば、そこは、教員がいろいろ工夫をしながら、いろんなものを取り入れながら指導を行っているところです。

○杉田部会長

分かりました。ありがとうございました。

○事務局・長谷川主査

先ほど、交流会をやってほしいというふうな話が、多分、中村委員からもあったと思うのですが、その交流会をやるとしたら、例えばどういった内容を伝えたいのかというところを、皆さんで話し合っていただきたいと思うんですね。どういった内容を伝えると、その理解が得られるのか、そういったところを皆さんで考えて、具体的にいつぐらいにやるのかとか、誰がどういうふうな話の進め方をするか、内容をどうするかというふうな話を、ここではしていただきたいんです。

○杉田部会長

年1回、やればよいというものではないですね。大体、もう春夏秋冬、数か月に1回、お互い顔が分かる関係を作るところが、非常に大きな目的になる。それに対するテーマを何か作るということになると思うんですね。むしろ、やり方としては、私が考えるのは、何かテーマを決めてそれに対する講演なりディスカッションなりをした後、フリーディスカッションの時間を多く作る

と。その方が有意義な。今、現在それぞれの園が抱えている問題をお互いが理解するという形にして、何かテーマは作ってもいいと思うんですけど、フリーディスカッションを長くして、お互い顔の見える関係を構築する。それが、僕はいいいんじゃないかなと。それが、年に1回ではとても駄目ですね。3か月か、4か月に1回くらいは必要かなと思います。

○中村委員

今、新座で、僕が主催して小規模保育連絡会というのをやっているのですが、集まりが悪いのですが、民間で声掛けして集まって、交流会をやったり、他園交流をして、園の中を見せてレポートを書き合ったりとかいうのを実際やっています。それは、僕が手を挙げて集まってやろうと言ってやったのですが、結果、20数施設の小規模のうちで、来ているのは、3施設とか4施設の仲良しグループになってしまっているから、余りうまくいかないなと思っているので、市主導でそういった交流会を、4回はちょっとつらいなと実質的に思ったのですが、前半後半の年2回ぐらいを設けて、ディスカッション形式のものでもいいです。ただ、その場でやっぱり市としての保育の現状とかを説明してくれることとか、これからの「誰でも通園制度」のこととか、何か障害福祉のこととかという情報を渡すものに付随して、各園で困っていることの集まりを、大体ここで公立と民間で分かれてしまうのですが、例えばそれも一緒にやったりとか、一緒にグループにするというのをこの前、初めてやっていただいたのですが、あんまり、実は反応がよくなかったと聴いているんです。各園のフィロソフィーが違い過ぎちゃって、要は、子供の権利のことについて話しても、価値観が違い過ぎてしまって、全然盛り上がらないとかあるので、ファシリテーションも多分必要だし、やはりそういったことの場合作りみたいなものは、年に2回程度やって、必要であれば、僕たちうちの職員もそういうことはできますので。提案としては。だけど、そういった、公立からとか民間とかからプロジェクトチームを作って、年2回やろうよみたいなところを市として舞台を作ってくれば、勝手に意欲の高い職員がやるのではないのかなとは思いますが。

○事務局・長谷川主査

それは市が、それをやるかどうかというふうなところを、市の方で例えば考えていく内容だと思うんですけど、今、皆さんに検討していただきたいのは、皆さんが主体で出来ることをお願いします。

○中田委員

私、12月に医療的ケア児の当事者の交流会をやっているのですが、私自身が当事者とたくさんつながっているわけではないので、そこの告知の部分に関しては、前回は、保健所主催でしていただいたんですね。保健所から、直接御案内を送ってもらいますというような感じになっています。

今のお話でいうと、内容を企画するとか、具体的な詳細を決めるとかというのはここでやって、

実際のアナウンスみたいなのに関しましては、公式の文書として各園に保育課を通じてしていただくというような感じにすれば、意味合いとしては、似たようなことができるのかなと思っております。

保育園と幼稚園という、ちょっと文化が、割とまだ違うところが多いかもしれないというところで、共通の話題として、テーマとしてホットな部分というのは、どこの部分になるのか。さっきおっしゃっていた「誰でも通園制度」の部分になるのか、ちょっとそこのテーマ的なものが、どういったものがありそうかみたいなことは、ちょっと知りたいなと思いました。

○中村委員

児童福祉とか保育とかの現場の中では、不適切保育、「誰でも通園制度」だったりとか、産後ケアの面での「誰でも通園制度」だったりとか、あとは、やっぱり大きいのは、こども家庭庁ができたのですが、こども家庭庁が何を言っているかみんな知らないんですよ。「こども白書」というのが毎年出るのですが、僕は買って読むのですが、「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」とか、不登校児対策パックとかいろんなメニューがあるということも知らないし、そういうのって多分、その課の人たちも知らないと思うんですよ。こども家庭庁が何を言っているかというのは。なので、何かそういった勉強会でもいいし、あとは、こども基本法ができたので、こども基本法についてしっかりと考えていこうだけでもいいと思いますし。若しくは、僕らは療育をやっているので、例えばこういうタイプの子たちのこういうのって、こういう感じがあるよね、どういう声掛けをしたらこうなるよね、みたいな勉強会でもいいです。それに対して話せる人が、現場の先生や児童発達支援でやっている方がファシリテートしてやるというのが、多分一番早くお金を掛けずにできると思います。

○中田委員

では、今この話を深く進めて行っているのか、まだ発言していらっしゃらない方がいるので、テーマ的に取り扱いたい、やってみたいことはこの辺だよというところだけ、簡単に話してもらって、何をやるかの合意が最後、取ればいいのかなととりあえず思います。どうでしょう。

○杉田部会長

助川委員、いかがでしょうか。

○助川委員

今のお話を聴きながらいろいろ考えていたのですが、県立特別支援学校として、やはり地域支援というところでは、様々な場に出たいなとは思っているところです。医療的ケアだけでなく、障害や困難さを抱える子供たちの支援をみんなで考えるというところには、言ってしまえば、その専門である特別支援学校というのは、やはり大いに関わっていくべきだと思っています。本

校の校内の人材育成というところでも、やはり地域とのつながりというのは、もっともっと増やしていかなければいけないというのは、強く感じているところです。

医療的ケアに関しては、今年度、本校には朝霞市から10人、子供たちが在籍しています。その10人の子供たちを含め、校内にいる医療的ケア児の対応のために、本校では、4人の看護教員プラス6人の非常勤講師の10人で、今年度対応しております。その10人の医療的ケア児に対応する職員の育成といいますか、どうしても校内の子供たちばかりに目を向けてしまっている現状もあります。ただ、特別支援学校の職員がやるべきことは、校内の子供たちだけに関わればよいというものではないので、この医療的ケア児の、それこそ医療的ケア児コーディネーターが朝霞市にはたくさんいらっしゃるということであれば、そういうところでも医療的ケアだけでもつながっていく必要があるかなというところもありますので、そういった場にも本校の医療的ケアを担当している職員が伺って、お話をいろいろ情報共有するのもやはり大事なのかなと思います。

今年度、私自身も幼稚園、保育園に多く巡回で行かせていただきました。今、私自身が感じるのは、小学校、中学校、高等学校もそうですが、就学してからの学校の先生方よりも、就学前の職員の皆さん、先生の方が非常に悩んでらっしゃるなというところで、是非、そういったところで就学前の方々ともっともっと関わりを持つということが、医療的ケアも含めて必要ではないかというところですので、そういった連携会であったりとか、何か話合いのところに加われる機会があれば、是非、特別支援学校も私だけでなく、本校の職員が是非、関わらせていただければというところ です。

○杉田部会長

小林委員、いかがですか。

○小林委員

まず、資料1-2の朝霞保健所の部分だけちょっと訂正をさせていただければと思うのですが、「小児慢性特定疾患」。「特定疾患」は大人の方なので、小児慢性は「特定疾病」ですね。その医療費の給付制度は特定疾患の方なので、医療費の助成制度になります。「小児慢性特定疾病医療費助成制度」です。

実際に、16疾患群で今788疾患で、もう500を超えてどんどん更新されて、疾患数は増えているのが現状ですというところと、あと、医療的ケア児の保健所の把握は、母子の担当の鏑木の方から説明させていただければと思います。

○オブザーバー・朝霞保健所鏑木氏

保健所としては、小児慢性の御申請をいただいて、新規申請の先生の意見書から、電源が必要な人工呼吸器のお子様だったりピックアップして個別支援をさせていただいております。先ほど中

田委員からもあったように、今年度も交流会をさせていただいて、各自治体の医療的ケア児のお子さんと自治体の関係者の方、朝霞市も障害福祉課と保育課と健康づくり課の方と、元気キッズにも来ていただいて、テーマとしては、他市の公立保育園の入所に携わった医療的ケア児等コーディネーターの資格を持った看護師に御報告をいただいて、その後、自治体をミックスさせて、当事者もその輪の中に入れて幾つか、例えば保育園入園だったりとか、あと災害対策についてだったり、去年も開催させていただいた関係で、去年から今年どういう変化があったかという近況報告の構成を企画させていただきました。

○事務局・渡邊係長

内容までは、オブザーバーの方には求めているので、医療的ケア児の現状までを伝えてもらえれば全然大丈夫ですし、そこに関しては、委員の中での意見は、ちゃんと言ってもらえれば大丈夫かと思います。

○小林委員

私、ここの委員会に出させていただいて、せっかく医療的ケア児の支援についてを考えてきている会なので、来年度も是非、医療的ケア児の支援についての方向性で、こども部会の方で。それをこども部会でやるのか、こども部会下のプロジェクト方式でやるのかは、私も朝霞市のやり方が分からないのですが、せっかくなので、多分、今は就学前が一番問題で、更に特別支援の先生がいらっしゃるので、そこにどうやって手渡していくかというお話だったりとか、幼稚園と保育園との連携、あるいは、実際に医療的ケア児を受け入れてくださっている方から、例えばまず報告会をいただいて、実際に受け入れてみてどうだったという保育園側、あるいは親御さんの側、更に職員のスタッフとしてどうだったかを実際に報告していただくと、もしかしたら自分の園でもできるかもしれないとか、できそうとか、もっとこんなサービスがあったらうちでもできそうとか、実際にはどういう制度があったらもっと良かったとか、逆に、予算的にはどれぐらい頂けるものなのかとかっていう、経営的なものもあるというお話だったので、そういう実際に報告会があって、もうちょっと自分のところならできそうというところがあると、もう少し実際に医療的ケア児を受け入れてくださる施設が、保育園が、民間ではなく公立でも受けてくださるところが増えるとか、制度的にもうちょっとあればできそうとかいう意見が出てくればいいのかと思うので、私としては、こども部会でせっかく医療的ケア児の支援についてこれだけ考えてきた流れがあるので、続けていきたいなと思っています。

○杉田部会長

今、新しく医療的ケア児の受入れ施設の報告会はどうかという話がありましたが、ほかの自治体でやっているところがありますか。この6市1町でそういうことを。あれば、参考にさせていただ

きたい。

○中村委員

以前、朝霞市で医療的ケアの講演をしましたが、あれは交流会ではなくて、一方的な講演をさせてもらったぐらいだったので。他市では、そういった勉強会というよりも、今、市が抱える問題はこうですよ、一緒に考えてくださいみたいなことをやる会が、志木市ではよくやっております。

○杉田部会長

中田委員、お願いします。

○中田委員

多分、保健所と一緒にやった医療的ケア児の交流会を、ちょっとこの部会とかの中で開催するのはどうですかというふうに今捉えたのですが、自治体として開催しているということですので、和光市とかがされていらっしゃるみたいで、それこそ医療的ケア児の連絡協議会みたいなところの中で、担当課の方が御報告されている議事録は読んだことがあります。志木に関しても、これから自治体の中でそういった当事者の交流会みたいなことはやろうとはしていると思うのですが、ちょっと勉強会、専門職同士の勉強会ということだと、さっきお話されたとおりがなと思います。

○杉田部会長

ありがとうございました。

○中田委員

当事者もいるし、園長先生とか公立保育園、民間保育園の先生もいる中で、入園のケースを講演してもらったというのが、前回一緒にやったものになるので、ちょっとそれがどっちのカテゴリーになるかはよく分からないのですが、さっきお話をした園長会の中で、ケースを報告するというパターンもあると思いますし、今お話があった医療的ケア児の会みたいなところの派生形で、そういった受入れ事例の報告を、当事者を含めて各園の園長先生なんかを招いて、一緒に聴いてもらうみたいなことも形としてはあるのかなと思いました。

○杉田部会長

では、風岡委員。

○風岡委員

資料2-1の「部会」というところの、「細かい部会（プロジェクトチーム）」というところは、すごくいいなとは思ってまして、放課後等デイサービスだと、担当者会議とかを相談員主導で、年に1回とか数回やったりするのですけれども、なかなか学校との連携というのは難しいところがあって、学校でどういった対応をしていくのかとかすごく知りたい部分があるので、「細かい部会」というのはすごく賛成なのですが、それをどうやってやっていくかというのが課題だとは思っているので

すが。あと、医療関係とかもなかなかちょっと連携が難しいとは感じているので、その辺を具体的にどうやって連携していけるかというのを考えていけるといいのかなとは思います。

○杉田部会長

確かに、ここで扱う分野は非常に範囲が広いので、全然どれも話が進まないで終わっちゃうことが。もうちょっと特化して進めていくのは確かに。

あとは、野原委員。

○野原委員

私もこの「ご意見シート」を見て、幅が広くて、今まで交流会のお話とかいろいろこれをしていいのではないかというお話も出たところで、じゃあ何を一つ選んだらいいのかなとすごく迷ってしまうのが本当のところ、話を聴いていました。なので、私としては、これだけ意見が出ていて、医療的ケア児のところ、教育と福祉のところ、就学前のところ、親子の関係のところ、子育て支援のところみたいところで、これだけ出ているというところでは、これをこの会だけで一つのことに絞って議論するというのは、なかなか難しさがあるのかなと思ったときに、今後のこども部会にも係ってくるかなとは思いますが、部会をもうちょっと課題別にチーム化して、より詳しく具体的に話し合いをしていくと、本当に交流会の内容をどうするかとかというのも、すごく進むのかなと思ったときに、年数回のこのこども部会で全部を網羅するというよりは、何かプロジェクトチームなり、部会を更に細分化するなりで、小さくして話し合った方がいいのではないかと少し思いました。

○杉田部会長

確かにそれはそうですね。時間を掛けて話をしても、どれも進んでいないので、これはよろしくないかと思えます。

○中田委員

今のお話だと、割と部会という中でテーマを絞っていけばいいのではないかというので、統括できるかなというふうに感じました。さっきお話が出ていた交流会に関しても、情報共有、情報連携というような一つの 카테고리 として部会があって、幼保か、その中で交流会をやります、企画をやりますというのを考える会。あとは、さっきおっしゃっていたような医療との連携、学校との連携というのをもうちょっと密にするにはどうしたらいいのかみたいなことを考えるようなところ。あとは、保健所がおっしゃっていたようなところが、実際に交流会のところと重なるのか、重ならないのかというのはちょっと分からないですけど、それでカテゴライズして、幾つか、2個か3個が限界、3個もいったら大変ですかね。2個くらいに分けてやればいいのかないかと思いましたが。

○杉田部会長

そうすると、幼保の連携、医療関係の連携、医療的ケア児。医療的ケア児は、医療関係に入りますかね。

○中田委員

どっちもあると思います。幼保の中で医療的ケア児を取り扱うのかどうかもあるから。

○杉田部会長

両方とも医療的ケア児が入っちゃいますね。そういう形で、確かに細分化してもしようがないので、回数を分けていきます。

もう一つ、保健所の方がいらしているので、6市1町を管轄されていますが、実際、市町村差というのは結構あると思うんです。だから、障害福祉課の各市町村ごとの合同会議というのも、これは絶対的に必要かと思っています。要するに、何が言いたいかというと災害時の対応です。これは、さっきも少し言いましたが、その合同会議も一度ちょっと開きたいなというふうに思っています。

医師会で、災害の関係を6市1町、保健所と連携で大人の災害ですね、進めています。ただし、医療的ケア児の場合は、消防組合が4市消防組合。隣の2市1町が東入間の消防組合。消防組合が分かれますので、実際のところは、4市でやるか6市1町でやるか、ちょっとどちらか、実務的な問題はあるのですが、個別避難計画とそのひな形の統一化を図らないといけないし、作った情報をどこに、市役所の中で情報が止まっていたら何の意味もないので、ここは、やっぱり消防組合の方と共有しなくてははいけませんから、その辺の4市、又は6市1町どちらでやるか分からないけど、その連携の会というのもやるべきではないかというふうに思います。ちょっとまた話がずれてしまいましたが、それもちょっとこの部会の方で議題に挙げたいなというふうに思います。

○中田委員

それでいくと、医療連携の意味合いがすごく大きくなってしまいかもしれないのですが、さっき風岡委員がおっしゃっていた医療連携の中で、各市の医療連携というような、選択肢の一つとして1個部会があってもいいのではないかなと思います。どういうことを近隣の都市と情報連携してもらう必要があるのかみたいな話をしていけばいいと思うので。

○杉田部会長

そうすると、4市を呼んで。

○中田委員

まず、呼ぶ前に何をその4市で共有した方がいいよと言って、そのためにはどういう情報を調べに行かないといけないかなとかいうのを準備する。ここで準備をして検討するというのが、結果的には、最後合同会議ができたときの成果が、元々思い浮かんでいたものに近い形になるのかなと思

います。

○杉田部会長

合同市、4市ですね。分かりました。

○中田委員

例えば、部会を作ったとして、こども部会だと年に2回しか開催されないので、その1回を分科会みたいな形にしてしまうのか、一旦、ちょっと来年は分科会というもののだけで、その2回ともやってみましょうなのか、その辺のスケジュール感と、メンバー分けとかというのを、ちょっと時間を超えていると思うのですが。

○杉田部会長

この人数を分けるのは難しいですよ。

○中田委員

そうですか。

意外と8人いるから、半分にはしやすそうだなと思います。

○杉田部会長

幼保関連と、医療連携関連、具体的にはその二つですね。

○中田委員

どちらかには吸収できそうかなと、今、聴いていた感じでは。長谷川さんは、幼保を見ていただくような機会が学校にあったらいいなとかといった感じだったので、いけるかなと思いました。

○杉田部会長

それで、事務局の方はいかがでしょうか。

○事務局・長谷川主査

それは、委員がそのチームを運営していただくということでいいんですよ。

○杉田部会長

いや、実際そういう調整役は、障害福祉課ですよ。それで、我々の方は、実際に行動の主体となるのは我々が主体で、市の方で動いていただくことも出てくることもいっぱいあると思います。

○事務局・渡邊係長

ほかの部会を参考にしてほしいのですが、生活介護とか事業所が集まったり、就労継続支援B型の事業所も部会とかプロジェクトチームという感じではなくて、自主的な集まりの中で市の方も顔出すという形で、委員の方主導で、今年度結構やり始めているので、そういった形で、市主導ではなくて、委員の方がちゃんと主導で集まりを考えたりして。事業所を集めるという通知を出すことは、障害福祉課が出来ることだと思います。委員の方が話をまとめていただかないと、ただ形骸

化して終わるだけで、進むものも進まないと思うんです。

今の意見をそのまま終わってしまうと、市であと勝手にやってねという話に言われても、大変困ります。部会をほかに増やす予定はありません。ほかの市の好事例を見ている、部会の下に下部組織で自主的にどんどんプロジェクトチームを作って動き出しているという事例は、よく聴いています。

○中村委員

幼保連携はやれるかもしれないのですが、壁が厚過ぎてできない。

○事務局・渡邊係長

中村さんの新座での取組は非常にいいと思うんです。ただ、市主導ではなくて、それを集めるために市を巻き込むというのはいかがでしょうか。声掛けを多分自主的にやると、三、四事業所しか集まらないから市の方から声掛けをすることでしたら、ご協力できることと考えます。

○中村委員

今回、児童発達センターでは、放課後等デイサービスと集まりがあつて。あれは、委託を受けてかなり公的にできるんですよ。そういうことがないと多分、すごく難しくて、あんまりうまく回らないなと思っています。

○事務局・渡邊係長

でも、ほかの部会、地域生活支援拠点部会で、生活介護とか長塚委員が主導してやっているのですが、そういった声掛けを主導的にやってくれたことで、うちが中心でやらなくてもちゃんと集まっているという好事例もあります。

○中村委員

好事例ですね。長塚委員のレベルが高過ぎるからできることで。

○事務局・渡邊係長

でも、それは、委員の方、皆さんもしっかりやっていただくという役目はあります。意見を我々だけで集約していたら、障害福祉課がただやるということになってしまいます。それだと、自立支援協議会としての意味が薄れてきてしまうのもちょっと懸念するので、やはり、ある程度の形だったり皆さんで考えてほしいと考えています。

○中村委員

今の状況だと、僕はやれないですね。

時間的な問題と制約がたくさんあるので。僕は代表だからできないけど、僕が施設長レベルだったらできるけどという、いろんな個々の問題があるので、その今の一方的な言われ方だと、多分、僕はやれないと思ってしまう。

○事務局・長谷川主査

この交流会を考える会、学校との連携を考える会、医療的ケア児受入れを考える会、各種の医療連携の会というふうな部分を考えていくと私一人で、この四つの運営とかも進めていかななくてはならないことに、恐らくなるんですね。4市を踏まえて医師会も踏まえていかななくてはならないレベルは、ごめんなさい、私一人ではちょっと対応しきれません。

○杉田部会長

じゃあ仮に、4市で合同の会議を開こうというときは、どういった形になっていくのでしょうか。

○事務局・長谷川主査

逆に言うと、その会議を開く目的とか、どういうふうな内容をやりたいのかというところを、しっかり皆さんの方で形付けていただいてというふうな。発信していただいたりとか、あとは、それに関して各市の意見を、例えばこういうのを聴いてほしいとか、周りの反応を例えば確認、アンケートを取るとかそういった部分では、私の方でも動けるとは思うのですが、ただ、そのアンケートの内容までも私が考えなきゃいけないとなると、そこは難しいので、皆さんには具体的な方法とか、今、このグループの中でここを進められそうじゃないかというふうな、あとは、皆さんの任期の中で進められそうなもの。例えば、あと来年度の2回の会議だと、確かに全部話せないんですけど、もし、皆さんがこのそれぞれの会議を、例えばこの部会という集まり以外に月1で皆で集まって、話し合っただけというふうなところで話し合っただけというのだったら、それだけちゃんと考えてくれる案を出していただければ、私ももちろん入れる部分はあるんですが、そこがないと。

○中田委員

その部会を今の会議体の外でやってしまうと、お仕事をそれぞれ持っていらっしゃる中で、結構厳しいのではないかなという意見が出たと思っています。なので、基本的には、今あるこども部会を分科会、こども部会をやる日程を2個に割って、その分科会でやりたいテーマを実際に作業として進めていくための打合せをする場とする。それ以外のところで、まだ、私はちょっとある程度動けるかなとは思っているんで、そのこども部会を分割した分科会の外で動ける人が、もしいるのであれば、ちょっと手を動かすという任意のレベルでやっていくしかないかなとは思いました。

2回しか集まる場所がない中だけで、何かイベントとかをやるとなると、結構その間の作業が多くなるかなとは思っているのですが、一旦それでしかない。それで、テーマが2個になるということですら重いというのであれば、今、幼保の話なのか医療連携の話なのか、どっちかだけにしておいて、そのどちらかを進める中で必要な決め事も、2個くらいに分けて、それをそれぞれで作業とし

て進めていく。ちょっと8人の会議だと人数が多いので、個別の仕事として詰めていくという実務的なレベルに落としていけないと、やはり人数は多いかなと思うので、そのどちらかになるかなと思いましたが、どうでしょうか。

○杉田部会長

もう一つその部会のメンバー主体として進める中で、例えば4市合同の会議を開こうというときは、誰の権限で集めることになるのか。例えば保健所を主体として招集する会議であるとか、あるいは、医師会から出てきて医師会が主体としてやる会議になるのか、そういったことも含めて、要するに、市が主体とならないとできない事業というのものもあるはずなので、それをどういう形で我々の部会のメンバーだけで、民のレベルでやれることというのが、踏み込める範囲が限られてしまうので、その辺を完全に中村委員に投げられたという話になると。

○中村委員

絶対に聴いてくれないですよ。株式会社です。絶対に聴いてくれないですよ。

○杉田部会長

それは、私もよく分かります。

○中田委員

こういう発信をしてくださいって各課に投げられるレベルまで具体化すればいいんじゃないですか、ここで。ただ、差出人が市役所になるだけということです。それを2個テーマで、部会の開催を年に2回というのだけで、この2個テーマを持てるのか、2個は重いのかというのだけ、多分決めた方がいいと思います。

○中村委員

となると、医療連携とかの方が、多分、この文脈としては合っている気がして、幼保連携というのは、ちょっと文脈がずれてくるのかなと思います。

○杉田部会長

医療的ケア児というタイトルを包括するのは、医療連携の方が。

○中田委員

どっちでもいけると思います。

幼保の中で医療的ケア児も取扱いできるので、なので、どっちかにした方がいいですか。分けていきますか。

○杉田部会長

分ける意味というのが、段々分からなくなってきましたね。

○中田委員

でも、全然違うじゃないですか。さっき言っていた各市の合同会議は、絶対、幼保ではできないから、それを1年間通してこの2テーマでいくのか、これはちょっとボリュームが多いとなるのなら、1個のテーマにして、役割分担するのかどっちかかなと思っているのですが。

○小林委員

朝霞保健所ですけれども、各市の合同という、そもそも自立支援協議会というのは、各市が持っている条例に基づいて協議会を開催するということになっているので、保健所が主催するとか主導するとかという趣旨のものではないと思うんです。まず、その4市合同というニュアンスが、ちょっと違うふうになってしまったのかなと思うのですけれども。

○杉田部会長

結局、それぞれの市が、4市が手を取り合ってみんなでやりましょうとか、開催しましょうという話で持って行くのは非常に困難であるということであれば、それができるのが保健所か医師会のどっちかしかないかなと思ったんですね。民のレベルで4市の人たちに招集を掛けるというのは、非常に難しいということですね。

でも、実際のところどうですか、小林委員。6市1町の中で、この医療的ケア児に関すること、小児の自立支援、障害者福祉に関して、それぞれ温度差があるかもしれないですけれども、その辺は率直なところ、どのように感じていますか。

○小林委員

私は、申し訳ないのですが精神保健担当なので、具体的には分からないのですが、志木市とか和光市の方が、この辺だと多分進んでいらっしゃると思うのですが。

○杉田部会長

精神保健に関して。

○小林委員

医療的ケア児の方が。制度として。なので、自立支援協議会という保健所主導でやるものではないと思っているので、そこは、市の方でお考えいただいた方が。

○中田委員

どこが主催するかというのは、また発信の仕方みたいなのがあると思うので、テーマとして扱うかどうかは、それは置いておいて考えてもいいかと思いますが。

○中村委員

事務局がおっしゃっていたように、地域拠点の部会の方では、ある委員が働き掛けてくださって、就労だったりとか生活介護だったりとかグループホームだったりというところの会議がうまくできましたよという判断ですね。ほかにも相談支援事業の中では連絡会があったりとか、そういつ

た流れの中でできることなので、今回、僕、この子供の幼保連携というかなり新しい枠組みの中で、いきなりそれを何かやってよと言われても、すごく大きな労力の掛かることなので、一概にできないという話をしました。

実態として保育園自身もまとまっていないし、既に今時点で。何か、そういったところの難しさを抱えた中で自立支援協議会の委員の中でやってくださいというのは、ちょっとだけ苦しさを感じます。

多分、障害福祉課と保育課でも連携が取れてないことがいっぱいあるし、というところの中の横断的なことを今やろうというような話なので、時間を掛けてやらなきゃいけないだろうと思います。それを、委員が一人になってやってくださいだと、ちょっと難しいと正直な、多分みんな思っていると思います。保育課も多分、幼稚園と保育園をまとめるとは、難しいテーマで、でも、この議論の中では、インクルーシブ保育だったりとかそういったことをやるんだったら、その方がベターですよねという意見を言ったつもりなので、それをやってくださいというふうになると、ちょっとすごい方向性だなと思ってしまう。

○事務局・長谷川主査

多分、皆さんの御意見を聴いていると、すごい範囲が壮大なものなんですね。それは、一委員でやるのは難しいというふうなところだと思うのですが、私たちが伝えているのは、できる範囲からやれることを探していきましょうというふうなところなので、そんなに大きいことをやってくださいというふうに言っているつもりはないんです。幼保連携を進めていくために、まず一歩目として何ができるかっていうのをスモールステップで考えて。将来的なものは、幼保連携。それに向けてのスモールステップの一つを進めていただくところがあれば良いと捉えております。

○中村委員

それを障害福祉課と一緒にあって、この協議会がやる。そうなってくると、僕は、保育課とやる仕事だなと思ってしまったので。

僕は、行政に対して批判的な立場で言うと、横の連携が取れていないからこういうふうになっちゃうんじゃないのと思っています。市役所の中で、ここのこども部会で関係する部のところで話し合ってほしいなと思う。

○杉田部会長

私も全く中村委員に同意見で、我々は、これはあくまでも外部委員会ですから、行政者ではありません。それで、行政者の立場の人たちが、外部委員会である我々に対して、その連携も含めて、それを悪い言葉で言わせてもらおうと丸投げという形には見える、そういう印象を持ってしまうんですね。それで、そういう姿勢を示すというのは、これは、いかがなものかと思います。

実際のところ、例えば今までもう何年間もこういう議論をやってきましたが、ああしたらいいか、こうしたらいいかとやっていただいたこともいっぱいありますが、言いつ放しで終わっているのも山ほどあります。それは、ただ、我々にできることではないわけです。行政者の立場でしかできないことなので、それが、全部部会の方でやってくれという姿勢を示されたことが、我々非常に猜疑心を抱いてしまいます。

横の連携は、保育課と障害福祉課、健康づくり課、こども未来課というのが、扱っているテーマは皆一緒なんです、教育委員会も含めて。テーマは一緒なんだけど、それをお互い係長、課長のレベルの連携ではなくて、この外部委員会を一度クッションとして、そのままV字型で連携を取るといふ、その姿勢はどうかと思うので、我々外部委員会から挙げた意見で、課内、それぞれの課間で情報をやりとりする。その結果がどうなのかというところでやっていただくのが、本来の行政の在り方だと私は思います。そこが苦手な部分を、外部委員会に落としている可能性はないですかということです。

○事務局・長谷川主査

今回、そのV字型のクッションにするつもりとして、私たちは関係機関を呼んでいるわけではないというふうなことを、ここでお伝えさせていただきます。そして、丸投げというつもりでもありません。ただ、皆さんとどういうふうにするか、まず一步を考えましょうというお話で何回かさせていただいています。その中の一つとして、今回、何かの会を作るといふふうなところがあったのですが、それは、できないというふうに言われる部分があったので、そうではなくて、小さいステップを一緒に考えてくださいというふうなお話をしています。

私たちも自立支援協議会の目的というふうなところを、もう一度ちょっと再確認をする必要があるかなというふうに思います。それはまた、手段をこちらの方でも考えてお伝えさせていただきたいと思います。

○杉田部会長

今回の第1部の方は、いろいろ行政と、いろいろなことも含めて本質的な部分の議論ですけども、第2部の部分は、どちらかと具体的にどんなことをするかというような話だったかと思うんですけども。

まずは、結局できることというのは、我々民間のレベルでできることをやっていきましょうという話になったのかなと思うのですが、例えば幼保連携部会を開くことで、我々の方から保育課の方へ依頼するというような形ですか。

○中田委員

こういう体裁の会を開きたいので、要請することがあれば、やったらいいのかなと思うのですけ

れども。もし、できる範囲を落とし込むというのなら、小林委員がおっしゃっていた、私と保健所と一緒にやっている医療的ケア児の会みたいなものの中で、まずは、保育園の先生たちと。医療的ケア児になっちゃうのであれなんですけど、幼稚園の先生たちをお呼びしたりすること。そこに当事者が混じりながら、同じ場で話せるようなテーマは何なのかみたいなことを考えて、その案内通知みたいなものを保育課から出してもらうというようなことであれば、今年やった交流会レベルまで落とすことはできるのかなと思います。

まずは、一旦幼稚園の先生たちと保育園の先生たちがちょっと見合うような場所が、何らかの形で作れないかみたいなのをやるというぐらいのレベルでどうなのでしょうか。

○杉田部会長

朝霞市内の幼稚園の協議会みたいなものはあるんですか、団体は。

○中田委員

あれは、県の管轄だから、きっと自治体ではないと思うんです。だから、別になかったとしても窓口は保育課だと思うので、呼んでしまえばいいと思います。

○関係課・山守保育課保育係長

とりあえず、どういったことをやりたいのかも決めていただいて、保育課の方にできるかどうか話を持ってきていただけると。

○杉田部会長

分かりました。

○中村委員

持ってきてくださいとかっていうのが、何か嫌だなと思っただけです。一緒に考えてほしいみたいに割と思っているんですよ。

○関係課・山守保育課保育係長

即答はできないのですが。

○杉田部会長

こういう関係は、各保育園いっぱいありますが、情報を伝えていただくのは、保育課の方でやっていただけますよね。

○関係課・山守保育課保育係長

内容にもよるのですが。

○杉田部会長

こういう会を開きますよという案内ですとか、そういったことをやっていただけますよね。

○関係課・山守保育課保育係長

そうですね。講演会の案内とかも保育園とかに投げるがありますので。

○杉田部会長

できますよね。

○関係課・山守保育課保育係長

内容次第だと思うのですけれど。

○杉田部会長

そのときに、御招待してもよろしいわけですね。保育課の方を。

○中田委員

来てくれました。１２月。

○杉田部会長

よろしいわけですね。

○関係課・山守保育課保育係長

約束はできないんですけれども。

○杉田部会長

じゃあ、開く意味が全くないですね。行政の方のいろんな専門的な意見を聴きたい方もいっぱい来るわけだから。

○中田委員

この間の１２月、お仕事として皆さん来てくださったと思うので、多分、同じ感じでやってもらえればいいのかなと思いました。お休みで来ていただいたわけではないです。大丈夫だと思います。

○杉田部会長

ありがとうございます。

では、そのときは、まとまったらお声掛けさせていただきましょう。そのまとめる仕事は。

○事務局・赤澤課長

次の会議の部会のときに、その具体的な話をするということ。

○中田委員

それでどうでしょうとは、思っています。

○事務局・赤澤課長

すみません、ありがとうございます。

○中田委員

時期とか場所とかに関してまとめる人たちの班も半分やって、その反対では、内容をどうしまし

ょうの人たちみたいな、ちょっと大きく分けるとどうなるか分からないですが、それで進行できたらいんじゃないでしょうか。

○事務局・赤澤課長

ありがとうございます。

○杉田部会長

では、それでよろしいでしょうか。

次の部会で、幼保連携の会を開くという具体的なところを取り上げて。

事務局、よろしいでしょうか。

◎3 閉会

○杉田部会長

これをもちまして令和6年度第7回朝霞市障害者自立支援協議会専門部会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。